

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 4 号		
件 名	高過ぎる国民健康保険料の引き下げを求めることについて		
要 旨	<p>国民健康保険は、国民皆保険制度を支える重要な柱の一つであり、国民の命を守るセーフティネットです。国保の加入者の8割近くを無職者と非正規雇用などの被用者が占めており、新潟市においては所得200万円以下の世帯が83%を占めています。</p> <p>国の国保に対する責任後退と、加入者の貧困化、高齢化、疾病の重症化が進んでおり、全国で国保料の高騰がとどまるところのない様相となっています。新潟市においても、国保料の引き上げ圧力は年々高まっています。国保は、医療保険制度の中で、最も収入の少ない被保険者が、最も高い保険料を負担する制度になっています。この格差は、1人当たりの保険料で、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍に上ります。さらに、国保料には、家族の数に応じて負担がふえる均等割があるため、子育て世帯などでは、国保と協会けんぽの保険料の格差が2倍に広がります。この結果、払いたくても払えない保険料を滞納し、資格証や短期証の発行により医療機関への受診がおくれ、命を落とす事例が全国各地で発生しています。</p> <p>全国知事会、全国市長会、指定都市市長会、指定都市議長会などの地方団体は、こうした問題の解決のため、さらなる国費の投入など、財政措置の実施を求めています。全国知事会は、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げるため、1兆円の公費負担増を要望しています。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	平成 31 年 3 月 7 日	第 1 項 第 2 項	} 市民厚生常任委員会
受 理	平成 31 年 2 月 27 日	第 5 9 2 号	

高過ぎる国保料を引き下げ、格差を解消することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保の持続可能性と医療保険制度全体の安定のためにも重要な課題です。その主旨から、以下の事項について陳情いたします。

記

- 1 次の事項について、地方自治法の規定に基づき意見書を国へ提出すること。
  - (1) 全国知事会など地方団体も要求してきた公費支援を増額し、国民健康保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げること。
  - (2) 国民健康保険料を高くする原因となり、子育て世帯などに苛酷な負担となっている均等割，平等割を廃止すること。
  - (3) 生活に困窮する人の国民健康保険料を減免する国の制度をつくること。
- 2 新潟市の国民健康保険料について、子供の均等割の軽減や多子世帯の国民健康保険料の軽減・減免制度を導入すること。